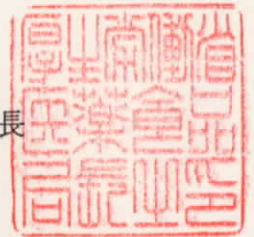


薬食発0531第2号
平成25年5月31日

各
〔都道府県知事
保健所設置市長
特別区長〕
殿

厚生労働省医薬食品局長



薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の
施行について

平成21年6月1日から、「薬事法施行規則等の一部を改正する省令」（平成21年厚生労働省令第10号（以下「平成21年改正省令」という。））による改正により、薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第15条の4においては、薬局開設者又は店舗販売業者（以下「薬局開設者等」という。）は、当該薬局又は店舗（以下「薬局等」という。）以外の場所にいる者に対する郵便その他の方法による医薬品の販売又は授与（以下「郵便等販売」という。）を行う場合には、第三類医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与してはならないこととされているところである。

一方で、平成21年改正省令による改正に伴う経過措置として、平成21年改正省令附則第23条から第30条までの規定により、薬局開設者等は、次の①又は②のいずれかに該当する場合には、第二類医薬品又は薬局製造販売医薬品（以下「第二類医薬品等」という。）についても郵便等販売を行うことができることとされている。その趣旨及び詳細な内容については、平成21年5月29日付け薬食発第0529002号医薬食品局長通知「薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の施行について」及び平成23年5月27日付け薬食発0527第3号医薬食品局長通知「薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の施行について」において示しているとおりであり、その期限は平成25年5月31日までとされている。

- ① 薬局等が存在しない離島に居住する者に対して郵便等販売を行う場合
- ② 一定の場合において、平成21年改正省令の施行前に購入した第二類医薬品等と同一の医薬品を改正省令の施行時に継続して使用していると認められる者に対して、郵便等販売を行うとき

こうした中、郵便等販売の在り方については、現在、厚生労働省の「一般用医薬品のインターネット販売等の新たなルールに関する検討会」において検討が行われているところである。このため、今般、一般用医薬品の郵便等販売に関する新たなルールが策定されるまでの当面の措置として、平成21年改正省令を改正し、平成25年12月31日まで当該経過措置を延長することとし、本日、「薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令」（平成25年厚生労働省令第74号）が公布・施行されたところである。

ついては、その改正内容について御了知の上、貴管下関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきを期されたい。